

議案第 5 0 号

和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市手数料条例の一部を改正する条例

和光市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係） (1)～(5)（略） (6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）関係			別表（第 2 条関係） (1)～(5)（略） (6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）関係		
事項	単位	金額	事項	単位	金額
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 3 項の確認書又は同条第 4 項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けている長期優良住宅建築等計画又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u> の認定	(略)	一戸建ての住宅は、新築の場合は 8, 0 0 0 円、 <u>増築、改築又は建築を伴わない</u> 場合は 1 3, 0 0 0 円とし、共同住宅等で床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以下のものは、新築の場合は 1 7, 0 0 0 円、 <u>増築、改築又は建築を伴わない</u> 場合は 2 5, 0 0 0 円とする。ただし、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア～ウ（略）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 3 項の確認書又は同条第 4 項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けている長期優良住宅建築等計画の認定	(略)	一戸建ての住宅は、新築の場合は 8, 0 0 0 円、 <u>増築又は改築</u> の場合は 1 3, 0 0 0 円とし、共同住宅等で床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以下のものは、新築の場合は 1 7, 0 0 0 円、 <u>増築又は改築</u> の場合は 2 5, 0 0 0 円とする。ただし、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア～ウ（略）
住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 3 項の確認書又は同条第 4 項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関	(略)	一戸建ての住宅は、新築の場合は 5 7, 0 0 0 円、 <u>増築、改築又は建築を伴わない</u> 場合は 8 5, 0 0 0 円とし、共同住宅等で床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以下のものは、新築の場合は 1 2 7, 0 0 0 円、 <u>増築、改築又は</u>	住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 3 項の確認書又は同条第 4 項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に	(略)	一戸建ての住宅は、新築の場合は 5 7, 0 0 0 円、 <u>増築又は改築</u> の場合は 8 5, 0 0 0 円とし、共同住宅等で床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以下のものは、新築の場合は 1 2 7, 0 0 0 円、 <u>増築又は改築</u> の場合は 1 9 4, 0 0 0 円とする。ただし、長期優良住宅建築等

する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)の交付を受けていない<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</u>の認定		<u>建築を伴わない</u>場合は194,000円とする。ただし、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア～ウ (略)	掲げる基準に適合しているものに限る。)の交付を受けていない<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定		計画の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア～ウ (略)
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)の交付を受けている<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</u>の変更の認定	(略)	一戸建ての住宅は、新築の場合は4,000円、増築、<u>改築又は建築を伴わない</u>場合は6,500円とし、共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以下のものは、新築の場合は8,500円、増築、<u>改築又は建築を伴わない</u>場合は12,500円とする。ただし、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア～ウ (略)	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)の交付を受けている<u>長期優良住宅建築等計画の変更</u>の認定	(略)	一戸建ての住宅は、新築の場合は4,000円、増築<u>又は改築</u>の場合は6,500円とし、共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以下のものは、新築の場合は8,500円、増築<u>又は改築</u>の場合は12,500円とする。ただし、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア～ウ (略)
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)の交付を受けていない<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</u>の変更の認定	(略)	一戸建ての住宅は、新築の場合は28,500円、増築、<u>改築又は建築を伴わない</u>場合は42,500円とし、共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以下のものは、新築の場合は63,500円、増築、<u>改築又は建築を伴わない</u>場合は97,000円とする。ただし、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア～ウ (略)	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)の交付を受けていない<u>長期優良住宅建築等計画の変更</u>の認定	(略)	一戸建ての住宅は、新築の場合は28,500円、増築<u>又は改築</u>の場合は42,500円とし、共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以下のものは、新築の場合は63,500円、増築<u>又は改築</u>の場合は97,000円とする。ただし、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア～ウ (略)
(略)			(略)		
(7)～(17) (略)			(7)～(17) (略)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の和光市手数料条例別表第6号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年9月1日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正法の施行に伴い、関係する手数料について所要の改正を行うため、この案を提出するものである。